

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針について

【第7期介護保険事業計画策定のための基本的事項のポイント】

○地域包括ケアシステムの基本的理念

- ・地域共生社会の実現に向けた取組の推進
- ・自立支援、介護予防・重度化防止
- ・地域の様々な活動主体との協力

○医療計画との整合性の確保

○地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

○介護に取り組む家族等への支援の充実

○認知症施策の推進

○高齢者虐待の防止等

○PDCA サイクルの推進

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

【七】認知症施策の推進

- 1 認知症への理解を深めるための普及・啓発
- 2 認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護等の提供
 - ・早期診断・早期対応を軸として、必要な医療・介護が適切に提供される体制整備、医療・介護等に携わる人材の認知症対応力向上のための取組の推進、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活用
- 3 若年性認知症施策の強化
- 4 認知症の人の介護者への支援
- 5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり
 - ・地域での見守り体制整備、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成と活用、支援体制の整備等の推進
- 6 認知症の人やその家族の視点を重視

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

【三】市町村介護保険事業計画の任意記載事項

認知症施策の推進：新オレンジプランに基づき医療や介護に携わる者の認知症対応力向上、指導助言等を行う者の育成

- 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進
- 認知症地域支援推進員の活動の推進（認知症ケアパスの作成・普及、認知症カフェの設置の推進、関係機関との連携）
- 成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進基本計画に基づく権利擁護の取組の推進
- 地域の見守りネットワークの構築
- 認知症サポーターの養成と活用、認知症の人とその家族への支援